

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

○長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱の一部改正

所管課（室）名

福 祉 保 健 課

告 示

長崎県告示第302号

長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の9）の一部を次のように改正し、令和6年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和6年5月14日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 福祉保健課関係						別表（第2条関係） 福祉保健課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～14 略						1～14 略					
15	第60回九州地方更生保護女性大会事業費補助金	更生保護女性会員の資質の向上を図ることに より、地域での犯罪予防活動、子育て支援、青少年の健全育成活動等及び更生保護活動の充実に資する。	第60回九州地方更生保護女性大会の開催に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	長崎県更生保護女性連盟						
医療人材対策室関係						医療人材対策室関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～21 略						1～21 略					
22	長崎県看護補助者処遇改善	看護補助者の確保及び定着を促進するため、	看護補助者の処遇改善を行うために必要な経費	予算の範囲内で知事が別に	知事が別に定める医療機関						

事業補 助金	医療機関に 勤務する看 護補助者の 処遇改善を 図る。	定める 基準に よる。		
-----------	---	-------------------	--	--

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八九五)
二二一
二二一
四一

印刷所
長崎市榊島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト